

弘前・西北五地域3消防本部 消防通信指令事務共同運用

基本構想



令和3年11月

令和4年1月(改訂)

令和4年3月(改訂)

弘前地区消防事務組合
五所川原地区消防事務組合
鱒ヶ沢地区消防事務組合

目 次

はじめに・・・ 1

第1章 消防通信指令事務の共同運用について

1 青森県の消防通信指令事務の共同運用に係る推進・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 3消防本部の消防通信指令事務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3 消防通信指令事務の共同運用とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4 消防通信指令事務の共同運用の範囲とその効果・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 共同運用の実施に向けた基本方針について

1 消防通信指令事務共同運用の開始日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2 共同運用の運営方式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3 共同消防指令センターの設置場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4 指令施設の単独整備に対する共同整備費用の縮減率・・・・・・・・・・・・・・ 10
5 共同指令施設の整備費負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
6 共同指令施設の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
7 共同指令施設運用開始後の費用試算と負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
8 共同消防指令センターの配置人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
9 今後の検討課題・・・ 14
10 消防通信指令事務の共同運用スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・ 15
参考 勉強会・検討会の開催状況（令和3年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
参考 消防指令事務の共同運用 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

用語

●消防指令システムとは

119番通報者から火災や救急等の災害状況、場所の聴取を行うとともに、位置情報通知システムや地図表示システムを利用して災害場所を特定し、消防車や救急車の出動部隊の編成と出動指令を行うために用いる機器を言います。

●指令施設とは

消防指令システム及び消防救急デジタル無線の機器を言います。

●消防指令センターとは

指令施設を設置する建物の名称です。

はじめに

消防行政は、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制の在り方等について「消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申」（平成 29 年 3 月 15 日）が示され、消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると提言されました。

この答申における連携・協力の具体例としては、消防通信指令事務の共同運用、消防用車両の共同整備、境界付近における消防署所の共同設置、高度・専門的な違反処理や特殊な火災調査等の予防業務における消防の連携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見直し等による消防力の強化が挙げられています。

これを受けて、総務省消防庁では、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があることから「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成 29 年 4 月 1 日付け 消防消第 59 号 消防庁長官通知）を示し、県は、平成 31 年 3 月に「第 2 次青森県消防広域化推進計画」を策定し、令和 6 年 4 月 1 日までに広域化対象市町村の組み合わせ等について検討することとしています。

弘前・つがる西北五地域の 4 消防本部にて令和 3 年 7 月から合同で勉強会・検討会を開催し、その後の「共同運用の意向調査」の結果を踏まえ、同年 11 月から弘前地区消防事務組合消防本部（以下「弘前地区」という。）・五所川原地区消防事務組合消防本部（以下「五所川原地区」という。）及び鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部（以下「鱒ヶ沢地区」という。）の 3 消防本部（以下「3 消防本部」という。）において、今後の消防通信指令事務の共同運用の早期実現に向けて、検討を重ねてきました。

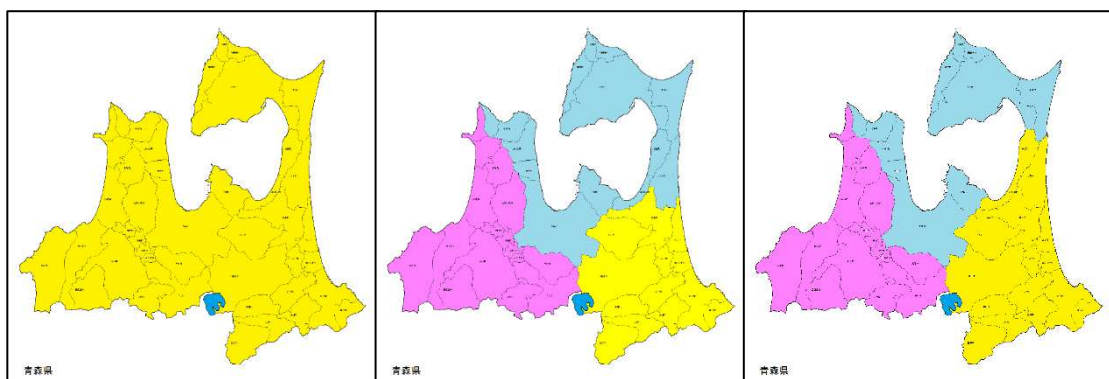
弘前地区及び五所川原地区の現有的消防指令システム機器や消防救急デジタル無線機器（以下「指令施設」という。）は、それぞれの更新時期が概ね同時期であることや、指令施設の一部を保有していない鱒ヶ沢地区を加えた 3 消防本部が共同で整備し運用することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応することができ、消防サービスの高度化が図られ、なおかつ、3 消防本部がそれぞれ単独で整備した場合に比べ、整備費用の縮減、指令員の減員や消防力の効率的な運用等が期待できることから、これまでの検討を踏まえ、消防通信指令事務共同運用の実施方針として基本構想を策定するものです。

第1章 消防通信指令事務の共同運用について

1 青森県の消防通信指令事務の共同運用に係る推進

平成31年3月に策定されました「第2次青森県消防広域化推進計画」では、「全県1ブロック」または「県3ブロック」であります。

このことについて、令和2年9月より県内11消防本部を対象に勉強会を開催し、現在は分科会（「消防体制」・「通信指令」・「給与調整」）にて、素案作成のため意見照会を行うなどの事務作業が進んでおり、消防通信指令事務の共同運用を目指す時期は、令和15年度頃としております。



全県1ブロック（案1） 県3ブロック（案2） 県3ブロック（案3）

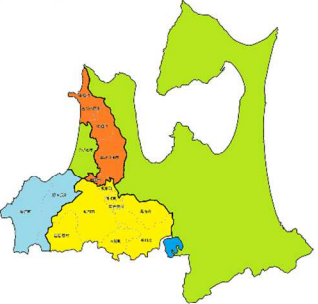
消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があるとされています。消防通信指令事務の共同運用は、今後の消防の広域化につながる効果も大きいことから、国や県へ積極的な支援を求め実現に向け取り組んでまいります。



弘前地区消防事務組合 消防指令センター 令和3年4月1日現在

2 3消防本部の消防通信指令事務の状況

1. 3消防本部の現況

項 目		弘前地区	五所川原地区	鱒ヶ沢地区	合 計
関係市町村 	弘前市	五所川原市	鱒ヶ沢町	4市7町2村	
	黒石市	鶴田町	深浦町		
	平川市	中泊町			
	藤崎町				
	板柳町				
	大鰐町				
	田舎館村				
	西目屋村				
管轄人口（人）		275,508	73,146	16,390	365,044
管轄面積（km ² ）		1,598.23	666.97	831.98	3,097.18
人口割合（3消防本部）		75.47%	20.04%	4.49%	100.00%
世帯数（世帯）		108,239	29,034	6,690	143,963
119番通報 災害受付 件数	火災	233	78	10	321
	救急	8,811	2,795	447	12,053
	救助	64	35	0	99
	その他災害	129	333	2	464
	問い合わせ・訓練 等	5,183	1,096	287	6,566
	合 計	14,420	4,337	746	19,503
署所数	消防本部	1	1	1	3
	消防署	5	6	2	13
	分署・出張所等	10	1	1	12
	合 計	16	8	4	28
職員数（人）		432	244	93	769
	うち通信指令（課）員	19	16	—	35
車両台数	消防ポンプ車	6	4	1	11
	水槽付消防ポンプ自動車	17	9	4	30
	化学消防ポンプ自動車	1	1	0	2
	はしご車	2	1	0	3
	水槽車	1	1	0	2
	救助工作車	4	2	0	6
	指揮車	4	1	2	7
	救急車	18	10	5	33
	その他車両	25	21	7	53
	合 計	78	50	19	147
消防団	分団数	8	3	2	13
	団員数	4,463	1,319	702	6,484

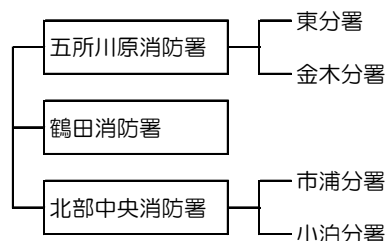
- ※備考 1 人口及び世帯数は、令和2年国勢調査基本集計値による。
 2 119番通報災害受付件数は、令和3年中の速報件数である。
 3 その他の数値は、令和3年4月1日現在である。
 4 通信指令員は、専従の人員である。

2. 3 消防本部の施設一覧

消防本部名・署所等	住 所
弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市大字本町2番地1
(1 消防本部5署10分署)	
弘前消防署	弘前市大字本町2番地1
藤代分署	弘前市大字石渡三丁目6番地3
西北分署	弘前市大字小友字神原371番地2
西分署	弘前市大字鳥井野字宮本301番地2
目屋分署	中津軽郡西目屋村大字田代字神田56番地
東消防署	弘前市大字城東中央五丁目6番地11
枅形分署	弘前市大字豊原一丁目3番地9
南分署	南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂57番地1
北分署	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田7番地3
黒石消防署	黒石市追子野木一丁目576番地
山形分署	黒石市大字上山形字村岸9番地2
田舎館分署	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206番地1
平川消防署	平川市平田森前田331番地
碓ヶ関分署	平川市碓ヶ関湯向川添31番地9
板柳消防署	北津軽郡板柳町大字福野田字増田60番地6
五所川原地区消防事務組合消防本部	五所川原市中央四丁目130番地
(1 消防本部6署1分署)	
五所川原消防署	五所川原市中央四丁目130番地
東分署	五所川原市大字原子字山元42番地2
金木消防署	五所川原市金木町菅原367番地1
市浦消防署	五所川原市相内246番地4
鶴田消防署	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬194番地1
中里消防署	北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2
小泊消防署	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1078番地1
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385番地2
(1 消防本部2署1分署)	
鱒ヶ沢消防署	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385番地2
深浦消防署	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上107番地3
岩崎分署	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原51番地7

※令和4年4月1日 五所川原地区消防事務組合 組織再編

令和4年4月から、より機能的に業務を推進するために、これまでの6消防署1分署の体制から、五所川原消防署、鶴田消防署、北部中央消防署の3署と、五所川原消防署に東分署と金木分署を、北部中央消防署に市浦分署と小泊分署を配置する3消防署4分署体制とします。



3. 現行の消防指令システム

項 目	弘前地区	五所川原地区	鱒ヶ沢地区
指令システム型式	Ⅱ	離島型(I型)	
整備年度	26・27	24	
運用開始年度	27	25	
指令台の数	5	3	
地図等検索装置	○	○	
発信地表示システム	○	○	
位置情報通知システム	○	○	
位置情報通知装置(統合型)	○	○	
気象情報収集装置	○	○	
災害状況等自動案内装置	○	○	
順次指令装置	○	○	
音声合成装置	○	○	
車両動態表示システム(AVM)	47	38	
車両運用管理装置(GPS)	○	○	
システム監視装置	○	○	
支援システム(OA)	○	○	
電源装置	○	○	
NET119	○	○	
FAX119	○	○	
災害現場映像伝送装置	○	—	

4. 3消防本部の消防救急デジタル無線の現状

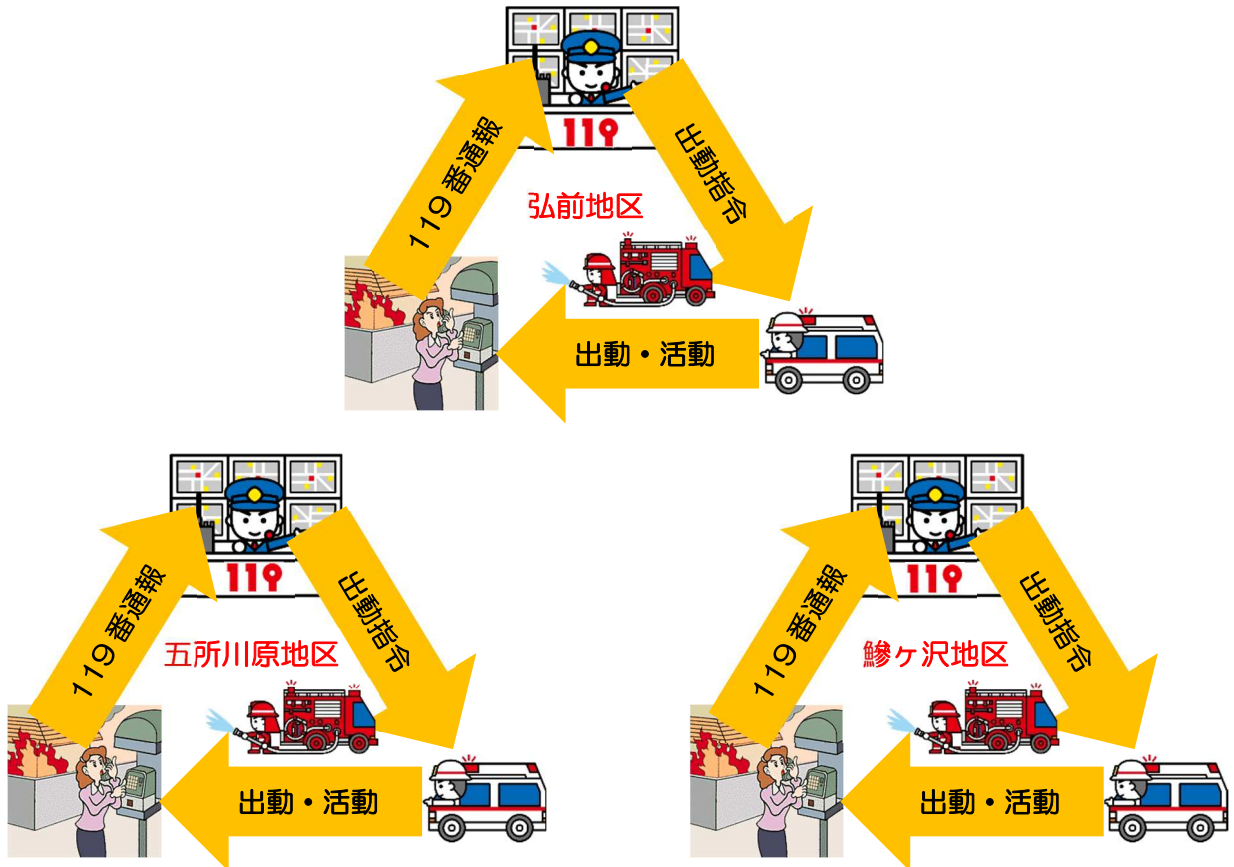
項 目	弘前地区	五所川原地区	鱒ヶ沢地区	合 計
基地局数	4	4	5	13
中継局数	0	0	0	0
車載無線局(消防)	60	33	14	107
車載無線局(救急)	18	10	7	35
車載無線局(合計)	78	43	21	142
携帯無線局	81	40	33	154
卓上型移動無線局	15	7	3	25
可搬型移動無線局	6	3	1	10
移動無線局数(合計)	102	50	37	189
署活系無線局	114	62	0	176

3 消防通信指令事務の共同運用とは

複数の消防本部における消防通信指令事務を1か所の消防指令センターにおいて指令施設を共同で運用することです。

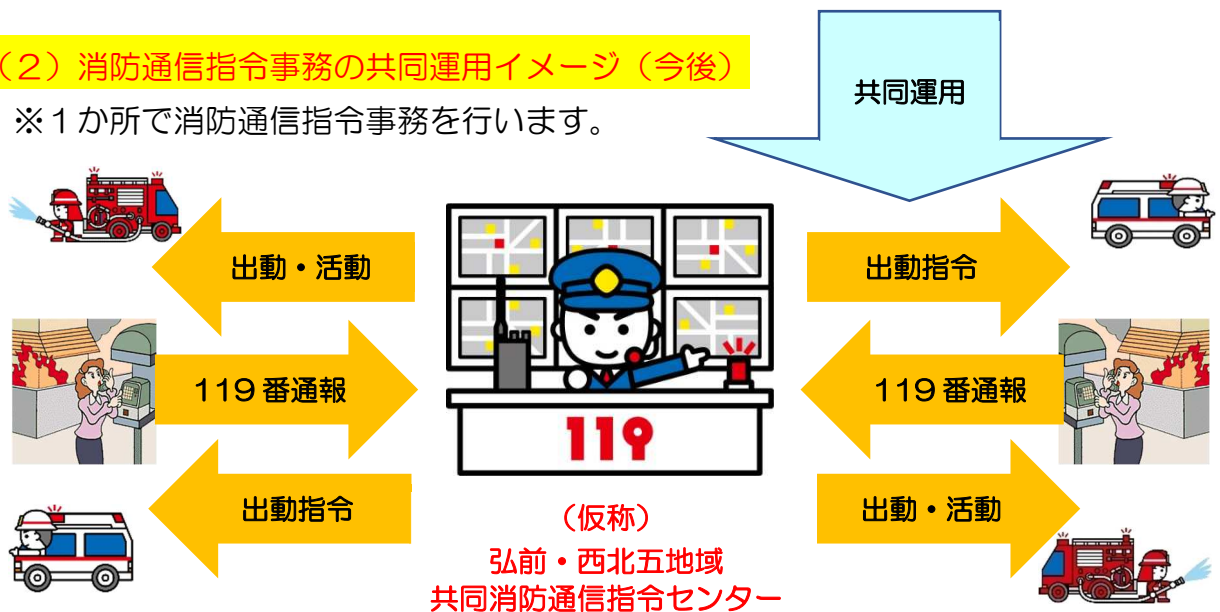
(1) 消防通信指令事務の単独運用イメージ (現在)

※3消防本部が、それぞれで消防通信指令事務を行っています。



(2) 消防通信指令事務の共同運用イメージ (今後)

※1か所で消防通信指令事務を行います。



4 消防通信指令事務の共同運用の範囲とその効果

共同運用を検討している3消防本部は、隣接し生活圏が密着していることに加え、道路交通網が確立されており、大規模災害時はスムーズな応援・受援体制をとることができるなど、消防通信指令事務の共同運用により消防活動全般において多くの効果が期待できます。

(1) 共同運用の範囲

消防指令センターでは、24時間体制で119番通報を受信し、通話内容等から災害地点、災害種別を決定するとともに、出動部隊を編成し、消防隊や救急隊へ出動指令及び支援情報の提供を行います。3消防本部において部隊運用が異なりますが、以下の項目については、災害情報を一元管理します。

- ア 通報受付（災害種別の決定、場所の特定、部隊編成、出動指令等）
- イ 口頭指導の実施
- ウ 緊急通報システムへの対応
- エ 聴覚や言語に障害のある方からの通報対応
- オ 外国人からの通報対応
- カ 防災ヘリの要請
- キ ドクターヘリの要請
- ク 消防団への連絡
- ケ 緊急時の関係機関への連絡（警察・電気・ガス・水道ほか）
- コ 市町村防災部局への連絡（電話、FAX、無線）
- サ 大規模・特殊災害時の防災機関への報告（総務省消防庁、県）
- シ 消防指令センター指令施設障害発生時における対応
- ス 気象情報の提供

(2) 共同運用の効果

ア 住民サービスの向上

(ア) 災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されます。

(イ) 救急車が他管内の市町村の医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合、最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となります。

(ウ) 出動可能な隊がなくなった場合に3消防本部の境界に面した一部の地域などにおいては、他消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

イ 行財政上の効果

消防指令センターを共同運用することで、指令施設整備や維持管理に係る経費の縮減を図ることができます。

また、指令員の効率的な配置により、現場体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

(ア) 消防指令システム機器及び消防救急デジタル無線機器を共同整備した場合の整備費は 39 億 442 万円で、3 消防本部が各々単独整備した場合の 51 億 6,640 万円より 12 億 6,198 万円の縮減効果が見込まれます。

(イ) 令和 7 年度までに消防指令センター及び指令施設を共同整備した場合は、有利な財源である「緊急防災・減災事業債」が活用できます。

(ウ) 共同消防指令センターの必要人員を 23 人とした場合、現在通信指令課を設置運用している弘前地区（19 人）及び五所川原地区（16 人）の職員総数は 35 人であり、12 人の減員が見込まれます。

(エ) 協議会方式で共同運用を行う場合、消防の広域化とは異なり派遣職員の給与は派遣元のままであることから、基本的には 3 消防本部の人件費が増加することはありません。

ウ 災害対応力の強化

(ア) 災害態様に応じ、3 消防本部管内における災害情報などを一元的に管理し、把握することにより、災害の拡大や複雑化した場合においても、柔軟に対応し迅速な応援体制を確保していくことができます。

(イ) 指令員が自分の所属する消防本部以外からの 119 番通報を受信した場合、出勤場所の特定や地理・水利に関する支援情報の提供などに苦慮し出勤指令の遅延を招かないよう、新任教育やマニュアルを作成するなど、ソフト面で充実強化を図ります。

エ 行政上の効果

(ア) 3 消防本部の関係市町村の連絡体制の強化を図ることが可能となります。

(イ) 共同消防指令センター勤務を通じて、各消防本部間の交流が図られることから、職員の能力向上、職務意欲の向上が期待できます。

第2章 共同運用の実施に向けた基本方針について

消防通信指令事務は、災害を覚知し、消防・救急活動を迅速、的確に実施する消防の中核をなす重要な事務であることから、消防通信指令事務を共同運用するにあたり、消防指令センターの事務範囲、指令施設の構成のほか、指令員の数、勤務形態等、具体的な運用面についても定めておく必要があります。

本計画は、共同消防指令センターの円滑な運営を確保するための基本的な事項を定めることにより、高度でより専門性の高い消防通信指令事務を実現させ、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うすることを基本方針とします。

1 消防通信指令事務共同運用の開始日について

弘前地区及び五所川原地区は、それぞれの指令施設の更新時期が概ね同時期であることや、指令施設の一部を保有していない鱒ヶ沢地区が、令和7年度までの期限である有利な財源「緊急防災・減災事業債」を活用し指令施設の整備を行うためには、時間的要因も考慮しなければなりません。

共同消防指令センターに設置する指令施設の整備は、現状の指令施設を運用しながら本計画を進め、令和8年4月1日の共同運用開始を目指します。

※一般的に指令施設を運用開始後5年で総合的な中間更新(以下「オーバーホール」という。)、概ね10年で耐用年数が経過し全部更新となります。

2 共同運用の運営方式について

消防通信指令事務の共同運用の運営方式については、国からの通知により「協議会の設置」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」などの方式が示されております。

- ①連 携 協 約 … 地方自治法 第252条の2
- ②協 議 会 の 設 置 … 地方自治法 第252条の2の2～6の2
- ③機 関 等 の 共 同 設 置 … 地方自治法 第252条の7～13
- ④事 務 の 委 託 … 地方自治法 第252条の14～16
- ⑤事 務 の 代 替 執 行 … 地方自治法 第252条の16の2～16の4

3消防本部の消防通信指令事務の共同運用は、派遣元の団体の身分を有したまま事務処理ができることや職員の交流、大規模災害時に複数の消防本部による広域的かつ組織的な活動が可能となることから、協議会方式とします。

協議会の名称は「弘前・西北五地域消防通信指令事務協議会」とします。

3 共同消防指令センターの設置場所について

消防通信指令事務を一元化するため共同消防指令センター（庁舎）の整備が必要となります。共同消防指令センターは、弘前地区に設置する方向で進めています。

用地の確保や庁舎整備に係る費用は、弘前地区が全額負担することとしています。共同消防指令センターの名称については、協議会で決定することとしています。

4 指令施設の単独整備に対する共同整備費用の縮減率

共同整備する指令施設の整備費は、3消防本部が負担しなければなりません。

3消防本部が共同で使用するために整備する指令施設は共通経費とし、各消防本部が個別で使用するために整備が必要となる指令施設は、各消防本部の負担とします。

指令施設の整備費用は、3消防本部が単独で整備した場合は①51億6,640万円、共同で整備した場合は②39億442万円で、縮減率は▲24.4%、12億6,198万円の縮減効果が見込まれます。

単独整備と共同整備費の比較

事業費内訳 ※R3・R4 アドバイザー契約の1,600千円を除く 単位: 千円

区 分	単 独	地区別				共同指令センター
		弘前地区	五所川原地区	鱒ヶ沢地区		
消 防 指 令 シ ス テ ム	3,170,755	1,342,298	1,033,271	795,186		1,996,464
消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線	1,901,921	757,865	566,746	577,310		1,838,784
小 計	5,072,676	2,100,163	1,600,017	1,372,496	0	3,835,248
実 施 設 計 委 託	48,492	20,102	15,388	13,002		34,976
工 事 監 理 業 務 費	45,232	18,727	14,267	12,238		34,198
合 計	① 5,166,400	2,138,992	1,629,672	1,397,736	0	② 3,904,422

5 共同指令施設の整備費負担割合

共通経費は下表の方法などによる按分が考えられますが、その方法や割合については、協議会で決定することとしています。

令和4年度・5年度「実施設計」、令和4年度「アドバイザー契約」及び「事務局予算」の経費負担割合については、令和4年1月7日付けで「覚書」を取り交わしました。

負担割合の方法（例）

人口（国勢調査）・人	消防署所数・署所
面積・km ²	消防職員数・人
基準財政需要額・千円	119番通報件数・件
均等	上記、ミックス割

6 共同指令施設の規模

(1) 共同消防指令センターに必要な機器構成(案)

項	対 象	項	対 象
1 指令装置		15 高所監視カメラ	
(1) 指令台		(1) 高所監視カメラ	
(2) 自動出動指定装置		(2) 監視カメラ部	
② WEBサーバ		(3) カメラ制御装置	
③ 自動出動指定装置(端末)		(4) 庁舎内監視カメラ	
④ データメンテナンス装置(端末)		16 災害現場映像伝送装置	
(3) 地図等検索装置		(1) 災害現場映像伝送装置	
① 地図等検索装置(端末)		17 Webシステム	
(4) 支援情報表示装置		(1) グループウェアシステム	
(5) 受付補助装置		(2) Eメール指令装置	
(6) 長時間録音装置		(3) Net119装置	
(7) 非常用指令設備		(4) ホームページシステム	
(8) 指令制御装置		18 支援情報管理装置	
(9) プリンタ、カラープリンタ、スキャナ		(1) 消防OA DB/APサーバ	
(10) 署所端末装置		(2) 消防OA バックアップサーバ	
2 指揮台		(3) 消防OA 端末(ノート)	
(1) 指揮台		(4) プリンタ	
(2) 自動出動指定装置(端末)		(5) スキャナ	
(3) 地図等検索装置(端末)		19 電話交換機(IP対応)	
(4) 支援情報表示装置(端末)		(1) 電話交換機	
(5) 受付補助装置(端末)		20 署所端末用無線受令装置	
3 表示盤		(1) 署所端末用無線受令装置	
(1) 車両運用表示盤		21 駆付け通報装置	
(2) 支援情報表示盤		(1) 駆付け通報装置	
(3) 多目的情報表示盤		22 119FAX受信装置	
(4) 署所車両表示盤		(1) 119FAX受信装置	
(5) 高速道路表示盤		23 災害対策室用	
4 無線統制台		(1) 災害対策室表示盤	
(1) 無線統制台		24 予備品	
(2) 自動出動指定装置(端末)		(1) トナー	
(3) 地図等検索装置(端末)		25 避雷設備	
(4) 支援情報表示装置(端末)		(1) 避雷設備	
(5) 受付補助装置(端末)		26 消防ネットワーク設備	
5 指令電送装置		(1) 本部ネットワーク機器	
(1) 指令情報送信装置(WEBサーバ)		(2) 署所ネットワーク機器	
(2) 指令情報出力装置		(3) セキュリティ機器	
6 気象情報収集装置		27 デジタル無線ネットワーク設備	
(1) 気象情報収集装置		(1) デジタル無線ネットワーク設備	
(2) クライアントパソコン		28 地図ソフト	
(3) GPS時計装置		29 デジタル無線機	
7 災害状況等自動案内装置		(1) 回線制御装置	
(1) 災害状況等自動案内装置		(2) 基地局無線装置	
8 順次指令装置		(3) 卓上無線装置(10W)	
(1) 順次指令装置		(4) 車載型移動局無線装置(5W、260M共用器含む)	
9 音声合成装置		(5) 可搬型無線装置	
(1) 音声合成装置		(6) 簡易型受令機	
(2) 音片編集用パソコン		(7) 簡易型受令機(基地局モニター用)	
10 出動車両運用管理装置		(8) 携帯型無線装置	
(1) 管理装置		(9) 署活用携帯型無線装置	
(2) 車両運用端末装置(Ⅲ型)		(10) 管理監視制御卓	
(3) 無線LAN親機、PoE電源ユニット		(11) 遠隔制御器B(LAN卓上型)	
11 車外設定操作端末		(12) 衛星携帯電話	
(1) 車外設定操作端末		(13) その他	
12 システム監視装置		30 多重無線(FWA)	
(1) システム監視装置(端末)		(1) 7GHz帯FWA(1.3Mbps、1+1HS)	
13 電源装置		(2) PC-MG	
(1) 無停電電源装置			
14 統合型位置情報システム			
(1) 位置情報受信装置			

(2) 共同消防指令センターの規模（案）

指令センター面積	延べ面積 約 700 m ²
主な設備	<ul style="list-style-type: none">・指令室 約 120 m²・事務室 約 80 m²・機械室 約 70 m²・仮眠室 約 72 m²・共有部分 約 118 m²・書庫 約 20 m²・トイレ、洗面所 約 50 m²・台所 約 10 m²・職員女子スペース 約 30 m²・日勤者ロッカー 約 10 m²・災害対策室 約 120 m²
庁舎整備費用	総額 約3億 7,431 万 3 千円

(3) 国による財政支援措置

●緊急防災・減災事業債について

総務省は、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、防災・減災、国土強靱化の推進の一環として、事業期間を令和2年度より5年間延長し令和7年度まで継続することとしています。

●対象事業（消防広域化事業）

消防機関間の柔軟な連携・協力（共同運用）に伴う高機能消防指令センターの整備を目的としています。

●財政措置

①地方債の充当率 100%

②交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

7 共同指令施設運用開始後の費用試算と負担割合

消防指令システム及び消防救急デジタル無線等の指令施設については、保守委託業務及びオーバーホールなどの維持管理費が発生します。各消防本部が単独で整備した場合に比べ、3消防本部が共同して整備することで維持管理費についても縮減を図ることができます。

保守委託業務に係る費用に関しましては、機器の構成や点検の内容（24時間監視・スポット対応）が決まっていないことから、協議会にて費用試算し、負担方法や割合について協議会において決定することとしています。

3消防本部が共同で使用するために整備する指令施設は共通経費とし、各消防本部が個別で使用するために整備が必要となる指令施設は、各消防本部の負担とします。

8 共同消防指令センターの配置人員について

協議会方式による消防指令業務の共同運用を行うと、3消防本部から指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

平成十二年一月二十日
消防庁告示第一号

改正 平成一七年 六月一三日 消防庁告示第 九号
同 二〇年 三月一四日 同 第 二 号
同 二六年一〇月三一日 同 第二八号
同 二九年 二月 八日 同 第 四 号
同 三一年 三月二九日 同 第 四 号

消防力の基準（昭和三十六年消防庁告示第二号）の全部を改正する。

消防力の整備指針 （通信員）

第三十一条 消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口三十万以下の市町村にあってはおおむね人口十万人ごとに五人を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては十五人に人口三十万を超える人口についておおむね人口十万人ごとに三人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。

3 消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減することができる。

（1）共同消防指令センターに必要な人員

3消防本部の共同消防指令センター管内人口は、365,044人（令和2年国勢調査基本集計値）。整備指針を参考に試算すると、30万人以上は15人、30万人を超え10万人ごとに3人加えると、基準人数は18人となります。

勤務形態等を考慮すると総員20人が必要となります。

このほか、共同消防指令センターは指令員のみで運用していくものではなく、実際には関連する機器のメンテナンスや事務処理のほか、協議会運営に係る事務員も

必要とします。

3消防本部と管内人口が類似する共同運用の指令センター先行事例では、事務員を毎日勤務でセンター長1人、副センター長1人、係員1人を配置しています。

以上のことから、共同消防指令センターに必要な人員は、指令員20人（交代制勤務）と事務員3人（毎日勤務）の計23人が見込まれます。

（2）派遣される人員の考え方

共同消防指令センターでは、広範囲となる3消防本部の管内区域に対応しなければならず、すべての通報、事案を把握し適切な指示、確実な処理を行う必要があることから、3消防本部から派遣される職員が、毎日、必ず1人以上勤務する体制が理想的と考えます。

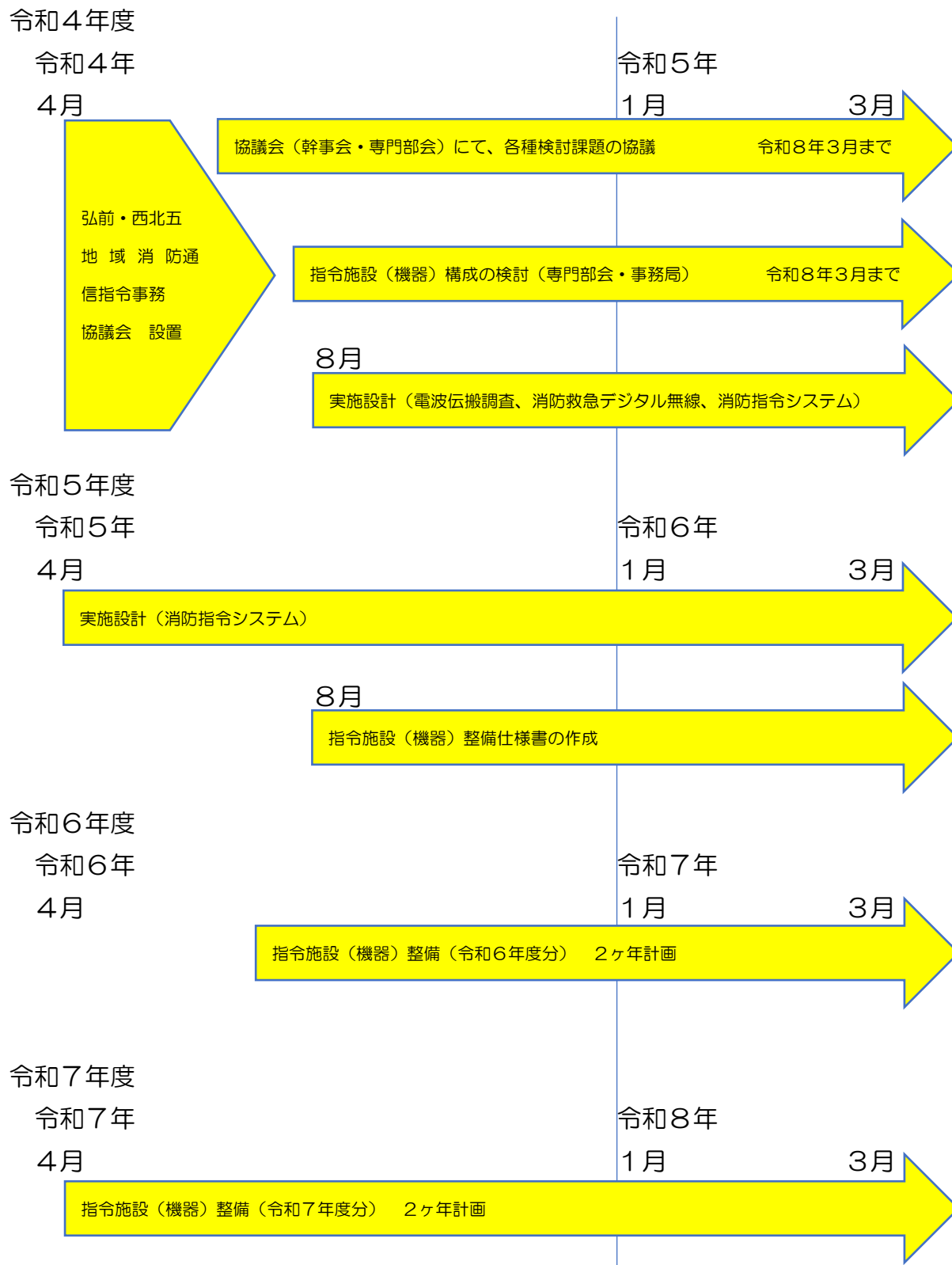
9 今後の検討課題

今後、検討・調整が必要と思われる項目として次のことなどが考えられます。

- ① 経費の負担方法
- ② 指揮命令系統の明確化
- ③ 指令方式の違い
- ④ 消防戦術の違い
- ⑤ 無線運用
- ⑥ 出動区域及び相互応援
- ⑦ 非常召集体制
- ⑧ 共同消防指令センター職員の業務分担及びサービス関係
- ⑨ 派遣職員の異動サイクルなど
- ⑩ 職員研修
- ⑪ 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い
- ⑫ 関係市町村との連絡体制
- ⑬ 消防団への連絡体制
- ⑭ 関係機関との連絡体制
- ⑮ マスコミ・苦情対応
- ⑯ 住民に対する説明

10 消防指令事務の共同運用スケジュールについて

令和4年度に3消防本部による協議会を設立し、令和8年4月1日の運用開始を計画しています。



令和8年度

令和8年

4月

(仮称) 弘前・西北五地域共同消防通信指令センター 運用開始

参考 共同運用に向けた勉強会・検討会等の開催状況（令和3年度）

- 7月27日（火） 消防指令センターの共同運用に係る勉強会
8月26日（木） 上十三消防指令センター視察
8月30日（月） 第1回 検討会
9月15日（水） 第2回 検討会
9月27日（月） 第3回 検討会
10月15日（金） 第4回 検討会
10月28日（木） 第5回 検討会
11月 1日（月） 消防通信指令業務の共同運用に関する意向調査について
11月 8日（月） 検討会に係る中間報告会
- ・消防指令業務共同化の運用開始日
 - ・共同運用の運営方式
 - ・共同消防指令センターの設置
 - ・共同消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備費の負担割合
 - ・共同消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備に係る概算費用
 - ・共同消防指令センター運用開始後の費用試算と負担割合
 - ・共同消防指令センター整備に係る基本設計負担金
 - ・共同消防指令センター協議会事務局予算
 - ・共同消防指令センター配置人員
 - ・協議会事務局
 - ・共同消防指令センター整備に係るアドバイザー業務負担金（令和4年度）
 - ・共同消防指令センター整備に係る実施設計負担金（令和4・5年度）
- 12月 6日（月） 第6回 検討会
12月17日（金） 第7回 検討会
- ・協議会名称と令和4年度予算要求について
- 1月 7日（金） 第8回 検討会
1月17日（月） 「弘前・西北五地域消防通信指令事務共同運用に関する覚書」締結式
2月16日（水） 弘前地区消防事務組合議会定例会「弘前・西北五地域消防通信指令事務協議会の設置について」議案可決
2月18日（金） 第9回 検討会
2月24日（木） 第10回 検討会
3月16日（水） 鱒ヶ沢地区消防事務組合議会定例会「弘前・西北五地域消防通信指令事務協議会の設置について」議案可決
3月17日（木） 五所川原地区消防事務組合議会定例会「弘前・西北五地域消防通信指令事務協議会の設置について」議案可決

参考 消防指令事務の共同運用 Q&A

1. 協議会はどんな組織ですか？

地方自治法第 252 条の 2 の 2 の規定に基づく、「地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織」です。

事務を共同処理するための組織のため、法人格や財産権を持たず、そこに勤務する職員も共同処理を行う消防本部から派遣するものです。

協議会設立までの流れは、本来、各自治体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を定め、3消防本部の組合議会で承認を受け、告示したのち青森県に届け出すことになります。

2. なぜ消防指令センターを共同で運用するのですか？

消防指令事務（通報受付業務や部隊運用管理など）は、各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきましたが、近年、より高度な消防サービスに対するニーズを踏まえ消防指令事務の共同運用が検討され、全国的に導入が進められております。

共同運用することにより、整備費用の縮減、運用面で指令員の減員や消防力の効率的な運用などが期待できます。

3. 119 番通報はどこにつながるの？

119 番通報は、弘前地区消防事務組合内に整備されます「共同消防指令センター」で受信されます。五所川原地区消防事務組合及び鱒ヶ沢地区消防事務組合の管内からの通報も共同消防指令センターで受信されます。3消防本部から派遣された消防職員が勤務しますので、それぞれの管内から 119 番通報に対して確実な対応ができます。

また、119 番を受信する指令台の数、119 番の回線数は、3消防本部の 119 番の着信件数や国の基準に基づいて整備いたします。固定電話、IP 電話、携帯電話(※)のいずれからの通報であっても、119 番と同時に通報場所をほぼ特定することができる「統合型位置情報通知システム」も整備します。

※ 携帯電話やスマートフォンからの通報については、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

4. 消防車や救急車はどこから出動するの？

消防指令事務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。共同運用した場合でも、原則従来どおり 3消防本部の管内から消防車・救急車が出動するので、現在と大きな変化はありません。

5. 共同運用の効果は何ですか？

●住民サービスの向上

救急車が他管内の市町村の医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合、最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となります。

出動可能な隊がなくなった場合に3消防本部の境界に面した一部の地域においては、他消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

●行財政上の効果

消防指令センターを共同で運用することで、指令施設整備や維持管理に係る経費の縮減を図ることができます。

また、指令員の効率的な配置により、現場体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

●災害対応力の強化

災害態様に応じ、3消防本部管内における災害情報などを一元的に管理し、把握することにより、災害の拡大や複雑化した場合においても、柔軟に対応し迅速な応援体制の確保が可能となります。

●行政上の効果

3消防本部の関係市町村との連絡体制の強化を図ることが可能となります。

共同指令センター勤務を通じて、各消防本部との交流が図られることから、職員的能力向上、職務意欲の向上が期待できます。



五所川原地区消防事務組合 消防指令センター 令和3年4月1日現在